

商品名等 (電気用品名等)	遊具器具「空気膜遊具」の扱い
1 当該商品等の概要 ○用途、機能、性能 内膜に空気を送り、外膜を含むドーム全体を膨らませ、その上で子供が飛跳ねたりして遊ぶ、膜材を使用した遊具。 設置場所は屋内と屋外の場合がある。 ○構造、仕様、意匠 内膜の上から外膜を覆い、送風機から内膜に空気を送ることによってドーム全体を膨らませる。送風機は常に送風し、かつ排気ダクトから常に排気し、ドーム内圧を一定に保つ構造。 ドームと送風機や制御盤を収納した設備ボックスとは、ダクトにて接続される。 屋内設置用：送風機は専用で、“送排風ホース”と“カムロック”で接続され、加工は伴わずまた、工具なしで接続可能。 屋外設置用：送風配管は地中に設置され、送風機は“送風機小屋”としてコンクリートで固定設置。また、ドームはコンクリートの基礎に固定。 電源は、屋内配線等の固定配線から接続器を介さず供給される。 定格：100V、300W または 400W JPFA-SP-S:2014（遊具の安全に関する基準）に適合している。 （JPFA-SP-S:2014：一般社団法人日本公園施設協会が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂 2 版）」（平成 26 年 6 月国土交通省）の内容に沿って策定したもの） ○主な使用者、販売先 テーマパーク等の遊戯施設、公園。	
2 対象・非対象の解釈 ① 屋内タイプは、特定電気用品中、電動応用機械器具の「その他の電動応用遊戯器具」として取り扱う。 ② 屋外タイプは、電安法対象外として取り扱う。 （理由） ① 屋内タイプに於いて、送風機は当該機器の専用のものであることから、送風機とドームの接続方法に関わりなく、「その他の電動応用遊戯器具」として対象とするのが妥当であると判断する。 ② 送風配管は地中に設置され、送風機は“送風機小屋”としてコンクリートで固定設置され、また、ドームはコンクリートの基礎に固定されるものであることから、器具というより設備と考えられ、対象外と考えるのが妥当と判断する。尚、送風機小屋内で使用される送風機が、送風機として完成しているものであって、定格消費電力 500W 以下のものの場合、「送風機」として電気用品安全法の対象。	